

京都市市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営墓地条例施行規則の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める書類

第15条第2項中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局保健医療・介護担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)